

健康増進法の一部改正に伴い受動喫煙の防止が強化されます

公共施設等は、原則 敷地内禁煙 になります

健康増進法の改正に伴い受動喫煙対策が強化され、令和2年4月から「望まない受動喫煙の防止を図る措置」の全面実施が定められました。令和元年7月1日からは、学校、病院、児童福祉施設および行政機関について、原則、敷地内禁煙の実施が定められています。

多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としたものであること、特に、子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずることを基本的な考え方として受動喫煙対策を進めるものです。

今回の法改正を受け、町では、7月1日から役場、出張所、診療所をはじめとする各施設で、原則、敷地内禁煙を実施します。加熱式たばこ、電子たばこについても、敷地内禁煙の対象とします。

喫煙は、「マナー」から「ルール」へ !!
ご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811

禁煙外来治療費助成についてのご案内

生活習慣病やがん予防を推進し健康の維持増進を図るため、また喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちを目指すため、禁煙にチャレンジする町民に対し、禁煙外来治療にかかった費用の一部を助成します。

●対象者（以下の条件全てに該当する方）

- ・国保診療所の禁煙外来において、禁煙治療を希望する方
- ・禁煙外来治療開始前に、届け出をした方
- ・届け出時から治療完了時まで、20歳以上の幌延町民である方
- ・禁煙外来治療について、町の助成を受けたことがない方
- ・禁煙外来治療過程（原則12週間で5回の受診）を完了した方
- ・町税および使用料、手数料等の滞納がない方

●助成額

- ・禁煙外来治療に要した経費（薬剤費を含む）の3分の1
※助成を受けられるのは1人につき1回限りとなります。

●助成方法

治療開始前と治療終了後に、保健センターへ書類の提出が必要です。

●その他

- ・禁煙治療の流れとして、初回診療⇒2週間後再診⇒2週間後再診⇒4週間後再診⇒4週間後最終診察で、基本的には12週間で5回の受診があります。（医師の指示により回数が増減する場合があります）
- ・途中で受診せず中断した場合は助成対象外となります。
- ・自己負担額は、3割負担の方で2万円程度、1割負担の方は7千円程度になります。

禁煙に
チャレンジ!



お問い合わせ先：保健センター 保健推進係 電話・告知端末機：5-1790